平成３０年１２月１日

**個人再生手続の申立てに当たって**

**提　　出　　書　　面**

１　申立書類一式・・・正本（裁判所用）・副本（個人再生委員用）各１通を提出してください。

(1) 申立書

(2)　収入一覧及び主要財産一覧

(3)　債権者一覧表

＊(3)は，正本・副本各１通に加え，再生債権者の人数分の副本も必要です。

(4)　住民票の写し（マイナンバーの記載が無いもの。発行日から６か月以内の原本（コピー不可））

(5)　委任状

２　添付書面

・　申立て時に提出する場合，正本・副本各１通を裁判所に提出してください。

・　申立て時に提出できない場合，速やかに，正本を裁判所に提出し，副本を個人再生委員に直送してください。

・　マイナンバーの記載が有る書類は，当該部分にマスキングをしたコピーを提出してください。

(1)【小規模個人再生】（コピー可，いずれもマイナンバーの記載が無いもの）

①　確定申告書，源泉徴収票，課税証明書又は所得証明書（直近１年分）

②　給与明細書（直近２か月分）

【給与所得者等再生】（コピー可，①②③につきマイナンバーの記載が無いもの）

①　源泉徴収票又は確定申告書（直近２年分）

②　課税証明書又は所得証明書（直近２年分）

③　給与明細書（直近２か月分）

④　可処分所得額算出シート

(2)　住宅・敷地その他再生債務者が所有する不動産の登記事項証明書

（発行日から３か月以内の原本，コピー不可，共同担保目録付き）

(3) 財産目録及び清算価値算出シート

(4)　家計全体の状況（直近２か月分）

３　住宅資金貸付債権の一部弁済許可を申し立てる場合

一部弁済許可申立書の正本（裁判所用）１通・副本（個人再生委員用・申立代理人に交付する許可証明書用）２通の合計３通を裁判所に提出してください。

※　個人再生委員から提出を指示された書面

・　正本を裁判所に提出し，副本を個人再生委員に直送してください。

**手　　続　　費　　用　　　等**

１　申立手数料　　　１万円（収入印紙）

２　裁判所予納金　 １万４０００円（官報公告費用）

３　予納郵便切手　(1)１６００円分（１２０円切手×２枚，８２円切手×１０枚，２０円切手×２０枚，

１０円切手×１３枚，１円切手×１０枚）

(2)８２円切手×３枚（郵送申立ての場合は，８２円切手×４枚）

(3)１２０円切手×再生債権者数×２枚

４　宛名ラベル　 (1)再生債務者代理人宛ての**「宛名ラベル」** を３枚（郵送申立ての場合は４枚）

(2)再生債権者宛ての**「宛名ラベル」** を各再生債権者分（２組分）

★　申立時に１組分をご提出ください。その際は，債権者一覧表の債権者名及び住所と一致しているかどうかご確認ください。

また，再生計画案提出時にもう１組分の宛名ラベルをご提出ください。その際は，再生手続開始決定後の再生債権者名義の変更や送付先の変更にご注意ください。

★「宛名ラベル」のご準備が難しい場合は，書記官室までご連絡ください。

５ 分割予納金

　個人再生委員から分割予納金の振込口座の通知がありますので，再生債務者は，計画弁済予定額を，個人再生委員の指定した期限までに振り込んでください。